

山梨県公安委員会規程第4号

山梨県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年8月26日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

山梨県公安委員会事務専決規程の一部を改正する規程

山梨県公安委員会事務専決規程（昭和43年山梨県公安委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1、行政手続法（平成5年法律第88号）の項の次に次のように加える。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第11条第2項	総代の互選の命令			○				
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第1項	審査請求への参加の許可			○				
	第9条第3項の規定により読み替えて適用する第13条第2項	審査請求への参加の要求			○				
	第15条第3項	審査請求人の地位の承継の届出の受理			○				
	第15条第6項	審査請求人の地位の承			○				

	継の許可（ 又は不許可 ）							
第16条	標準審理期 間の設定			○				
第22条第1 項から第4項 まで	審査請求書 の送付及び 通知			○				
第23条	補正の命令			○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第29 条第1項	審査請求書 の写しの送 付			○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第29 条第2項	弁明書の提 出の要求			○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第29 条第5項	提出された 弁明書の送 付			○				
第9条第3項 の規定により 読み替えて適 用する第30	反論書及び 意見書の受 理並びに提 出期間の決			○				

条第1項及び第2項	定							
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第30条第3項	反論書及び意見書の送付			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第1項	口頭意見陳述の機会の付与			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第2項	口頭意見陳述の期日及び場所の指定並びに審理関係人の招集			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第3項	補佐人の出頭の許可（又は不許可）			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第31条第4項	口頭意見陳述の制限			○				
第9条第3項	質問を發す			○				

の規定により読み替えて適用する第31条第5項	る許可（又は不許可）							
第32条第1項及び第2項	証拠書類等の受理			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第32条第3項	証拠書類等の提出期間の設定			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第33条	書類その他の物件の提出の要求及び当該物件の留置			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第34条	参考人の陳述及び鑑定の要求			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第1項	検証の実施			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第35条第1項	検証の日時及び場所の通知並びに			○				

用する第35条第2項	検証に立ち会う機会の付与							
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第36条	審理関係人への質問			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第1項及び第2項	審理手続の申立てに関する意見の聴取の実施			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第37条第3項	審理手続の終結予定時期の決定及び通知（変更を含む。）			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第1項前段	提出書類等の閲覧請求等の受理及び閲覧の実施			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第1項後段	提出書類等の閲覧又は交付を拒むための正当な理由の認			○				

	定							
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第2項	提出書類等の提出人の意見の聴取			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第3項	閲覧日時及び場所の指定			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第38条第5項	交付に係る手数料の減額又は免除	○						
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第39条	審理手続の併合又は分離			○				
第9条第3項の規定により読み替えて適用する第41条第1項及び第2項	審理手続の終結			○				
第9条第3項の規定により	審理手続の終結の通知			○				

読み替えて適用する第41条第3項								
第50条第1項	記名押印			○				
第51条第2項本文	裁決書の謄本の送達			○				
第51条第2項ただし書	裁決書の公示送達			○				
第51条第3項	裁決書の謄本の保管			○				
第51条第4項	裁決書の謄本の送付			○				
第53条	証拠書類等の返還			○				
第82条	不服申立てをすべき行政庁等の教示			○				
第83条第3項	不服申立書の送付			○				
第84条	情報の提供			○				
第85条	公表			○				

この規程は、令和3年9月1日から施行する。



新				旧				
別表第1(第2条関係) 共通関係				別表第1(第2条関係) 共通関係				
根拠法令	条項	事務内容	警察本部			警察署		
			本部長	部長	課長	署長	副署長	刑事官 地交官
略								
行政手続法 (平成5年 法律第88 号)	第30条	弁明の機会の付与の 通知			○			○
行政不服審 査法(平成 26年法律 第68号)	第9条第3 項の規定に より読み替 えて適用す る第11条 第2項	総代の互選の命命			○			—
	第9条第3 項の規定に より読み替 えて適用す る第13条 第1項	審査請求への参加の 許可			○			—
	第9条第3 項の規定に より読み替 えて適用す る第13条 第2項	審査請求への参加の 要求			○			—
	第15条第 3項	審査請求人の地位の			○			—











第8.5条 公基

略
---

略
---